国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会 設置要領

令和5年2月10日

1 名称

国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会(以下「協議会」)という。

2 趣旨

農業に必要不可欠な肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受け易い状況となっている。

こうした中、農業生産を持続可能なものにするためには、堆肥や下水など肥料 成分を含有する国内資源の肥料利用を拡大し、輸入原料に過度に依存した肥料 利用からの転換を進めていく必要がある。

このため、国内資源の肥料利用の拡大に向け、関係団体・関係事業者の取組方針等を共有するほか、関係事業者間のマッチング等を進めることなどにより、原料供給から肥料製造、肥料利用まで連携した取組を各地で創出していくことを支援する。

3 活動内容

協議会は、次の活動を行う。

- ① 国内肥料資源の供給・利用状況の把握、共有、協議会内外への発信
- ② 国内肥料資源の利用に係る普及啓発及び広報
- ③ 会員間の連携した取組の形成
- 4) その他

4 会員

(1) 会員

国内肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者、関係団体、研究機関、地方公共団体、関係府省庁であって、以下の各号に該当する者であること。

- ① 2に定める趣旨に賛同し、3の活動に協力すること。
- ② 会員相互で提供情報を共有することに同意していること。
- ③ 反社会的勢力に該当しないこと、及び反社会的勢力と関わりを持たないこと。

(2)入退会

- ① 入会をしようとする者は、入会届を提出し、事務局に受理されること。
- ② 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会とする。
 - 事務局に退会届の提出があったとき。
 - 所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。
 - 会員であることが著しく不適当であると事務局が判断したとき。

5 協議会の運営

- (1)協議会の下に、幹事会を設置する。幹事会の構成員は、必要に応じて追加 等の変更を行うことができるものとする。また、専門的事項について検討を 行うため、必要に応じ、専門部会を設置する。専門部会の構成員は、幹事会 が指名する者とする。
- (2) この設置要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、幹事会で決定する。
- (3)協議会に係る運営事務は、農林水産省農産局農業環境対策課及び畜産局畜産振興課の協力を得て、農林水産省農産局技術普及課が行うこととし、事務局長は、農林水産省大臣官房生産振興審議官とする。
- (4) 事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。
- (5) 協議会の活動に係る会員への謝金及び交通費は支給しない。